

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

会津若松市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部平坦地域

(旧市、町北、高野、神指、一箕(石畑、金堀を除く)、東山(一ノ渡戸を除く))

(1) 現状

この地域は、市街地の北西部に位置しており、平坦で優良な農用地が広がっています。農用地区域においては、大区画によるほ場整備が概ね終了し、カントリーエレベーター等の生産施設も整備されており、今後の本市農業の振興上、重要な地域となっている。

農作物の栽培状況は、銘柄米を中心とする米の作付けや、施設園芸作物、果樹栽培も行われている。

そのため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下等により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し地域の共同活動に係る支援を図るとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止、生物多様性保全、農村コミュニティの強化等多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 南部平坦地域(門田、大戸(上雨屋まで))

(1) 現状

この地域は、市街地の南部に位置しており、門田南部地区や大戸地区については、ほ場整備が終了し、北部地区においても、現在ほ場整備が進められている。

農作物の栽培状況は、門田・大戸地区の平坦地域については、水稻を中心として作付けが行われている。

また、門田・大戸地区の東側丘陵地については、会津身不知柿を中心した果樹が栽培され、門田西側の平坦地には会津人参等の本市を代表する特産物が栽培されている。

ほ場整備実施地区においては、生産組合による土地利用型作物として、大豆栽培の集団化が図られている。

そのため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下等により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し地域の共同活動に係る支援を図るとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、景観形成、地球温暖化防止、生物多様性保全等多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中山間地域

(湊、一箕(石畑、金堀)、東山(一ノ渡戸)、大戸(南原以南)、河東(八田))

(1) 現状

この地域は、一箕、東山、大戸地区の中山間地と猪苗代湖西岸に位置する湊地区、河東地区の八田を地域としており、一箕、東山、大戸地区については、山間地であるため耕地が狭く、経営規模も零細であり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

湊地区は、大区画ほ場整備が進められており広大な耕地が南北に広がっている。

河東地区の八田は、猪苗代湖周辺部から会津盆地へ向かう傾斜地に位置しながらも概ねほ場整備が完了し、中山間地域の中でも特に傾斜地の割合が高い地域においては、農地の維持、管理のための助成も行われており、耕作放棄の防止が図られている。

農作物の栽培状況は、水稻を中心とした作付けが行われており、特に湊地区では、大区画ほ場整備が進んでいることから、集落を単位とした生産の組織化により、土地利用型作物として、大豆、そばの団地化が図られている。

また、河東地区の八田は冷涼な気候を利用したそばの団地化と、大豆の栽培が行われている。

そのため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下等により、多面的機能の発揮

に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要となっている。

さらには、農業の生産条件が不利な本地域においては、平場地域と比べて生産条件の格差が比較的大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し地域の共同活動に係る支援を図るとともに、同項第2号に掲げる事業を推進し、耕作放棄地の発生防止等に積極的に取り組み、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、水質保全、地球温暖化防止、生物多様性保全等多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 北会津地域（北会津）

(1) 現状

この地域は、阿賀川と宮川の二大河川にはさまれた扇状地であり、標高差がほとんど無く優良な農用地が広がっている。

地域の全域では場整備は完了し、ライスセンターなど生産施設も整備され、観光農業も行われており、今後の本市農業振興上、重要な地域となっている。

農作物の栽培状況は、水稻を中心に、野菜や花きの施設園芸作物、また、果樹栽培においては一部観光農業も行われている。

そのため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下等により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し地域の共同活動に係る支援を図るとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止、生物多様性保全、農村コミュニティの強化等多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 河東地域（河東（八田を除く））

(1) 現状

この地域は、市の北部に位置しており、比較的平坦で優良な農用地が広がっている。

ほ場整備が概ね終了し、ライスセンター、野菜集出荷施設等の生産施設も整備されており、今後の本市農業の振興上、重要な地域となっている。

農作物の栽培状況は、水稻においては銘柄米を中心に酒造用米の作付けが行われている。

園芸作物においては、アスパラガス、トマト、ピーマンや花きの施設を利用した栽培も行われている。

そのため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、高齢化や過疎化の進行による集落営農の低下等により、多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、水路、農道等の維持管理に対する支援が必要となっている。

さらには、農業の生産条件が不利な本地域の一部においては、平場地域と比べて生産条件の格差が比較的大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し地域の共同活動に係る支援を図るとともに、一部の地域において、同項第2号に掲げる事業を推進し、耕作放棄地の発生防止等に積極的に取り組み、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止、生物多様性保全、農村コミュニティの強化等多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内におけるその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部平坦地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	南部平坦地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	中山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

④	北会津地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	河東地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

①第1号事業に係る事項

(1) 対象農用地について

農振農用地区域内の農用地（以下「農振農用地」という。）以外の農用地について、周辺の農振農用地と一体的に維持管理すべきと認められる農用地については、認定農用地及び交付対象農用地として取り扱う。

②第2号事業に係る事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

山村振興法に該当する地区 湊町、大戸町、東山町

特定農山村法に該当する地区 大戸町、東山町、河東町

県特認地域（交付金要領第4の1の（1）から（3）の地域に隣接する農用地（集落単位））に該当する地区

一箕町（一部）、高野町（一部）、神指町（一部）、
北会津町（旧荒井村の一部、旧館ノ内村の一部、旧川南村の一部）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 平成27年4月現在において、土地基盤整備事業を実施中の地区内の農用地、当該事業が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していない農用地、平成31年度までに当該事業が予定されている地区内の農用地を除いた区域で以下の条件に合致する農地

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、会津若松市が決定した人・農地プランに位置づけられた担い手など、認定農業者の基準を目指し地域農業を主体的に担う農業者として市長が認定する者とする。